

令和 2 年 No.56

○国立大学法人東京学芸大学政府調達事務取扱細則の一部を改正する細則の制定

改正理由

英国の欧州連合脱退に伴い、日本と英国との経済連携協定が締結されるため、所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学政府調達事務取扱細則の一部を改正する細則を次のように制定する。

令和2年11月13日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和2年細則第10号

国立大学法人東京学芸大学政府調達事務取扱細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京学芸大学政府調達事務取扱細則（平成16年細則第11号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学政府調達事務取扱細則の一部改正について

改正理由：英国の欧州連合脱退に伴い、日本と英国との経済連携協定が締結されるため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(技術仕様)</p> <p>第11条 契約担当役が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は<u>欧州連合、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国</u>若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次の各号に掲げる要件を確保しなければならない。</p> <p>(1), (2) 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この細則は、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定が効力を生ずる日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(技術仕様)</p> <p>第11条 契約担当役が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は<u>欧州連合</u>若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次の各号に掲げる要件を確保しなければならない。</p> <p>(1), (2) 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>